

聖 監 第 32 号
令和 6 年 9 月 2 日

聖籠町長 西脇 道夫 様

聖籠町監査委員 小 林 勝 治

聖籠町監査委員 中 村 恵美子

令和 5 年度決算に基づく聖籠町の健全化判断比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された
令和 5 年度の健全化判断比率について審査したので、別添のとおり意見書を提出します。

令和 5 年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 6 年 8 月 22 日

3 審査の概要

この審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

- (1) 審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

(単位：％)

健全化判断比率	令和 5 年度	早期健全化基準の数値	備考
①実 質 赤 字 比 率	—	15.00	
②連 結 実 質 赤 字 比 率	—	20.00	
③実 質 公 債 費 比 率	10.5	25.0	
④将 来 負 担 比 率	2.1	350.0	

(注) 実質赤字額又は凍結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」とする。

(2) 個別意見

- ① 実質赤字比率について 令和 5 年度の実質赤字比率は、実質赤字額が生じておらず、良好な状態となっている。
 - ② 連結実質赤字比率について 令和 5 年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じておらず、良好な状態となっている。
 - ③ 実質公債費比率について 令和 5 年度の実質公債費比率は、10.5%となっており、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態となっている。
 - ④ 将来負担比率について 令和 5 年度の将来負担比率は、2.1%となっており、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回り良好な状態となっている。
- (3) 比率の算定において是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はない。

以上